

2019年2月13日開催の文化審議会著作権分科会への意見

2019年2月12日

同志社大学 河島伸子

2月13日には校務が重なっており、著作権分科会にはどうしても出席することができません。当日の議題の一つである法制・基本問題小委員会報告書につきまして、文化審議会著作権分科会委員の一人として、また文化審議会文化政策部会長としても発言したく、こちらに意見を申し述べることにいたしました。

同報告書の中で、特に「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」につき、法基小委で大きな議論が起きたと聞いています。委員会に直接参加しておりませんので、あくまでも見ることができた資料（一部の委員から出された意見書を含む）を拝読した限りでの印象ですが、当初の報告書案に対するパブリック・コメントもかなりの数となっており、国民の間でもダウンロード違法化の対象範囲が広がることへの懸念が広がっているという認識は、委員の皆様、事務局同様に共有しています。

2018年12月に出された中間まとめからダウンロード違法化・刑事罰化の拡大の方向に急速に報告書案が進み、その後、一部の委員から出た意見を元に修正はあったと聞いていますが、いわゆる海賊版対策を超えた違法化の方向に、今後急速に向かうのではないかと懸念が残っているようです。

特にマンガの海賊版対策に速やかに取り組んでいきたいという政府の方針自体に反対するものではありませんが、その反面、新たに違法となる行為について要件を厳しくつけていき対象を絞り込む必要があるとも強く感じます。刑事罰については当然ですが、民事につきましても、広く一般人の知的・文化的創造活動に大きな影響が生じるようなことがあっては、著作権法および日本の文化芸術振興政策の本来目指すところと齟齬が生じてきます。漫画家の方々からも、漫画家の権利を守ってくれる法制というよりは、むしろ自分たちの創作活動が難しくなるであろうという声が上がっています。マンガは、アニメ、映画、テレビドラマ、ゲームなどの原作になることが多く、日本独自のクリエイティビティの重要な源泉です。このような活動が縮小するとすれば、クール・ジャパンを推進する政府の本来の目的も達成できなくなるのではないのでしょうか。

あまりに拙速に（そのように見えるスピードで）、このような一般国民、クリエイター、アーティストに甚大な影響を及ぼす法改正が今後続くようであれば、日本の文化力が落ちることにもなりかねないと考えます。今後一層丁寧な議論を重ねていただき、慎重な姿勢でこの問題に取り組んでいただくことを切に願っています。